

令和4年度第2回 杉戸町地域密着型サービス運営委員会 会議録

議 事

- (1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者の新規指定について
○グループホーム ヒューマンサポート杉戸本島
- (2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者の指定更新について
○小多機ホームわたや
- (3) 夜間対応型訪問介護事業所の休止について
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護リハビリこんぱす

期日 令和5年3月17日(金)

場所 杉戸町役場 第三庁舎2階会議室1(庁議室)

杉戸町地域密着型サービス運営委員会

令和4年度 第2回杉戸町地域密着型サービス運営委員会

審議会開会	開会 令和5年3月17日(金)午後1時30分				
閉会の日時	閉会 令和5年3月17日(金)午後2時00分				
開催場所	杉戸町役場 第三庁舎2階会議室1				
	職名	氏名	出席状況	氏名	出席状況
委員の出席について	1号委員(5名) (福祉及び保健医療関係団体を代表する者)	室崎 貴勝	欠席	大橋登喜夫	出席
		山口 敏彦	欠席	石田 長治	出席
		黒部 真紀	出席		
	2号委員(4名) (事業者を代表する者)	袴田 徹	欠席	村上 静香	出席
		石田 恵美	出席	鈴木千代子	出席
	3号委員(3名) (識見を有する者)	仁部 前明	欠席	長岡 朝子	出席
		市毛 大助	出席		
	4号委員(3名)(高齢者福祉に関心の高い者・公募)	棚橋 潤一	出席	山崎 光男	出席
岡崎 宏子		欠席			
	役職名	氏名	役職名	氏名	
事務局	高齢介護課長	山下 雅和	同 主幹	宇佐見 毅	
	同 主幹	吉村 大	同 主査	新堀 好美	
	同 主任	田村 展利			
会議次第	1 開 会 2 署名委員の選出 3 議 事 (1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者の新規指定について (2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者の指定更新について (3) 夜間対応型訪問介護事業所の休止について 4 閉 会				
傍聴人	0人				
配布資料	・次第 ・(資料1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者の新規指定について ・(資料2) 小規模多機能型居宅介護事業者の指定更新について ・(資料3) 夜間対応型訪問介護事業所の休止について				

1 開 会

事務局：開会を宣言する。

資料確認後、杉戸町地域密着型サービス運営委員会設置要綱第6条に基づき、会議進行を委員長にお願いします。

(議長) 長岡委員長

議 長：会議の公開について、法令等の定めがある場合を除き、原則公開としていることから本運営委員会も公開とし、傍聴人への会議資料の閲覧や会議録を公開とすることについて同意を求める。

委 員：「全員同意」

議 長：本運営委員会は公開とし、傍聴人への会議資料の閲覧や会議録を公開とする。

2 署名委員の選出

議 長：会議録の署名委員に、市毛大助委員と棚橋潤一委員の2名を指名する。

3 議 事

議 長：町長からの諮問事項はないが、事務局より

- (1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者の新規指定について
- (2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者の指定更新について
- (3) 夜間対応型訪問介護事業所の休止について

議 長：(1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者の新規指定について、事務局より説明を求める。

事務局：(1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者の新規指定について説明。

議 長：事務局からの説明について質問・意見を求める。

(質問) 運営規程第27条災害、非常時への対応の第4項に、利用者に対応を求める内容の記載がありますが、運営規程の中に利用者にもこのような内容を求めるという項目があるのでしょうか。

また、利用者に説明はするのかということと、利用者がこのようなことができるのでしょうか。

(回答) こちらの項目につきましては、運営事業者として記載しておいた方がよいということで、記載している内容になっています。

利用者への説明につきましては、契約の際に重要事項説明書などにより説明をすることになります。また、認知症の方にこのようなことができるのかという趣旨のご質問かと思いますが、そちらにつきましては、運営事業者に対応を確認しておきます。

(質問) 平面図はいつのものですか。食事をするテーブルなどがありますか。

(回答) 令和5年4月に新たに開設するグループホームの平面図です。

食事で使用するテーブルと椅子は、平面図中央に記載された部分になりまして、その両サイドに居室が配置されています。

(質問) 介護度がどのくらいの方が対象になりますか。

また、在宅酸素など医療的な対応などあるかと思いますが、細かい対応はどうなっているのでしょうか。

(回答) 要支援2と介護1から介護5までの方で、医師に認知症と診断された方が対象となります。

どこまでの対応ができるかは、事業所との相談になってきます。

(質問) 身体的拘束について、どこの施設でも同じような記載をしているようですが、この辺の対応について行政側としてどのように管理監督していくのでしょうか。書類整理の状況や、大切なのは実態確認になると思いますが、いかがでしょうか。

(回答) 事業所が開設になりますと、開設後1年の運営指導を行っています。

運営の確認につきましては、書類提出のほか、現場に伺い施設の中も拝見させていただいています。

議 長：(2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者の指定更新について、事務局より説明を求める。

事務局：(2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者の指定更新について、説明。

議 長：事務局からの説明について質問・意見を求める。(質疑等なし)

議 長：(3) 夜間対応型訪問介護事業所の休止について、事務局より報告を求める。

事務局：(3) 夜間対応型訪問介護事業所の休止について、報告。

議 長：事務局からの報告について質問・意見を求める。(質疑等なし)

4 閉会

事務局：閉会を宣言する。